

日本看護学会における不正行為への対応等要領

日本看護学会（以下「本学会」という。）は、研究等の学術性、社会的信頼、健全性及び中立性を確保することを目的に、不正行為に対する措置等について以下のとおり定める。

本要領は、本学会会員によるものであるか否かを問わず、本学会におけるすべての活動に適用する。本要領制定以前に登録、投稿又は発表が行われ、すでに本学会抄録集又は日本看護学会誌（以下「本学会誌」という。2020年度までは「日本看護学会論文集」）に掲載されたものであっても、不正行為や不正行為が行われた疑いがあることが判明した場合には、本要領の適用対象とする。

1. 不正行為

本要領において「不正行為」とは、次に掲げるものとする。

1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

4) 二重投稿

印刷物、電子出版物を問わず、原著性が要求されている場合に、既発表の論文・報告・抄録（以下論文等）又は他学会に投稿や登録中の論文等と本質的に同じ論文等を投稿すること

5) 不適切なオーサーシップ

著者（抄録の場合は筆頭及び共同研究者）としての条件を満たさない者を著者として、又は著者としての条件を満たす者を故意に著者から排除すること

次の条件すべてを満たすものを著者とする。

- (1) 研究の企画・構想、若しくはデータの取得・解析等発表内容に対し実質的に貢献していること
- (2) 論文等の草稿を執筆、又は論文等の重要な箇所に関する意見を表明して論文等の完成に寄与していること
- (3) 論文等の最終版を承認していること
- (4) 論文等の内容について説明できること

《不適切なオーサーシップの例》

- ①ギフト・オーサー：発表内容に十分な貢献はない（上記(1)～(4)を満たしていない）が、個人の業績とするために著者としてすることや立場を利用して著者としてすること

- ②ゴースト・オーサー:発表内容に相当の貢献をしているが、研究・実践自体への貢献を評価せずに著者から排除すること
- ③ゲスト・オーサー:明確な貢献はないが、論文等の出版の可能性を高めるために著者に列記すること
- 6) 分断投稿(サラミ法)
ひとつの研究成果を細切れにして複数の論文等にして発表すること
- 7) 別途定める「日本看護学会における利益相反に関する指針」に違反すること
- 8) 前各号に準ずる不適切な行為として本学会が認定したもの

2. 不正行為に対する措置

- 1) 不正行為が行われたと認定された本学会学術集会における講演及び抄録集に掲載された講演要旨に対して、以下の措置を取る。
 - (1) 講演要旨の本学会学術集会抄録集への掲載を取り消す。
 - (2) 掲載が取り消された講演要旨について、掲載が取り消された旨及びその理由を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページ並びに次年度学術集会抄録集に掲載する。掲載する事項は、次のとおりとする。
 - ・学術集会開催年度・回・企画種別
 - ・企画タイトル
 - ・講師名・所属施設
 - ・企画代表者名・所属施設
 - ・企画協力者名・所属施設
 - ・取消し理由
 - (3) 当該講演の講師、企画代表者、企画協力者について、措置決定日から3年間は、本学会学術集会における講演並びに本学会学術集会への演題登録及び本学会誌への投稿を禁止する。
 - (4) 当該講演に関係する企業について、措置決定日から3年間は、本学会学術集会への協賛を受けない。
 - (5) 当該講演の講師、企画代表者、企画協力者の所属機関に対し、不正行為の概要及び経緯について通告する。
 - (6) 当該講演に係る研究倫理審査委員会等に対し、不正行為の概要及び経緯について通告することができる。
 - (7) 個人情報又は知的財産権の保護その他合理的な理由がある場合を除き、原則として次の事項を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページにおいて公表することができる。
 - ・不正行為の概要及び経緯
 - ・本学会における調査体制及び調査内容
 - ・本学会において取った措置の内容
- 2) 不正行為が行われたと認定された本学会学術集会における演題発表及び抄録集に掲載さ

れた抄録に対して、以下の措置を取る。

- (1) 演題の登録の受付、発表及び抄録集への抄録掲載（以下「受付等」という。）を取り消す。
 - (2) 受付等が取り消された演題については、受付等が取り消された旨及びその理由を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページ並びに次年度学術集会抄録集に掲載する。掲載する事項は次のとおりとする。
 - ・学術集会開催年度・回
 - ・群席番号
 - ・抄録タイトル
 - ・演題発表者名・所属施設
 - ・共同研究者名・所属施設
 - ・取消し理由
 - (3) 当該演題の発表者、共同研究者及び抄録のすべての著者について、措置決定日から3年間は、本学会学術集会における講演並びに本学会学術集会への演題登録及び本学会誌への投稿を禁止する。
 - (4) 当該演題に関係する企業について、措置決定日から3年間は、本学会学術集会への協賛を受けない。
 - (5) 当該演題の発表者、共同研究者及び抄録の筆頭著者の所属機関に対し、不正行為の概要及び経緯について通告する。
 - (6) 当該演題に係る研究倫理審査委員会等に対し、不正行為の概要及び経緯について通告することができる。
 - (7) 個人情報又は知的財産権の保護その他合理的な理由がある場合を除き、原則として次の事項を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページにおいて公表することができる。
 - ・不正行為の概要及び経緯
 - ・本学会における調査体制及び調査内容
 - ・本学会において取った措置の内容
- 3) 不正行為が行われたと認定された本学会誌に投稿又は掲載された論文・報告に対して、以下の措置をとる。
- (1) 投稿の受付及び掲載を取り消す。
 - (2) 投稿の受付及び掲載が取り消された論文・報告については、投稿の受付が取り消された旨及びその理由を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページ並びに直近に発行する本学会誌へ掲載する。掲載する事項は次の通りとする。
 - ・回
 - ・掲載番号
 - ・タイトル
 - ・筆頭著者名・所属施設
 - ・共同著者名・所属施設

・取消し理由

- (3) 当該論文・報告のすべての著者について、措置決定日から3年間は、本学会学術集会における講演並びに本学会学術集会への演題登録及び本学会誌への投稿を禁止する。
- (5) 当該論文・報告の筆頭著者及び共同著者の所属機関に対し、不正行為の概要及び経緯について通告する。
- (6) 当該論文・報告に係る研究倫理審査委員会等に対し、不正行為の概要及び経緯について通告することができる。
- (7) 個人情報又は知的財産権の保護その他合理的な理由がある場合を除き、原則として次の事項を本学会ホームページ及び公益社団法人日本看護協会公式ホームページにおいて公表することができる。
 - ・不正行為の概要及び経緯
 - ・本学会における調査体制及び調査内容
 - ・本学会において取った措置の内容

3. 不正行為に係る告発の受付

本学会は、本学会における講演、演題発表、論文等の活動に関係して不正行為が行われた、又は不正行為が行われた疑義があると思料する者からの告発を受理することができる。

- 1) 不正行為に係る告発を受け付ける窓口（以下「窓口」という。）を看護研修学校教育研究部学会企画課（以下「事務局」とする）に設置する。
- 2) 窓口において受理する告発は、以下のすべてに該当するものとする。
 - ・文書による告発であること
 - ・告発のための文書において、題名の上、不正行為が行われた、又は行われた疑義のある研究、発表、論文等が特定され、かつ、科学的・客観的な根拠とともに当該不正行為の内容が明示されていること
 - ・書留郵便により送付されたものであること
- 3) 原則として、匿名の告発は受理しない。
- 4) 本学会は、不正行為に係る告発を行った者が、そのことを理由として不利益を被らないよう適切な措置を講じる。
- 5) 報道または学会等研究コミュニティから不正行為に関する疑義が指摘された場合は、告発があった場合に準じて対応する。

4. 不正行為に係る疑義が生じた場合の調査・認定

不正行為に係る疑義が生じた場合の調査及び認定は、以下のとおり行う。

＜本学会学術集会での講演及び演題発表等＞

- 1) 窓口が告発を受理したとき又は事務局が不正行為の行われた疑義がある事案を発見したときは、告発者又は被告発者、事務局が発見した事案の関係者その他事務局が必要と認める者に対し、事務局が書面、電話等の方法により、状況確認等の情報収集を行う。

- 2) 事務局は、情報収集の結果を理事及び学術集会企画委員会に報告する。
- 3) 学術集会企画委員会は、事務局の報告を基に不正行為に係る疑義について審議する。
- 4) 学術集会企画委員会は、審議結果を学会長に報告する。
- 5) 学会長は、学術集会企画委員会の報告を受け、学術集会調査会を設置するか否かを決定する。
- 6) 告発が受理されている場合、学会長が学術集会調査会を設置しないと決定したときは、学術集会調査会を設置しない旨及びその理由を告発者に通知する。
- 7) 学会長が学術集会調査会を設置すると決定したときは、次に掲げる委員をもって学術集会調査会を組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 学術集会企画委員会委員長
 - (3) 看護研修学校長
 - (3) 教育研究部長
 - (4) 弁護士等法律の専門家
 - (5) その他学会長が必要と認めたもの
- 8) 学術集会調査会は、次に掲げる方法で調査を行う。
 - (1) 告発が受理されている場合には告発に係る文書の精査
 - (2) 不正行為が行われた疑義のある研究に係る抄録その他資料の精査
 - (3) 関係者へのヒアリング等
- 9) 学術集会調査会は、被告発者その他 **2.** に定める措置（以下「対応措置」という。）の対象となる可能性のある者に対して弁明の機会を設けなければならない。
- 10) 学術集会調査会は、調査結果、被告発者等の弁明等を総合的に判断して、不正行為が行われたか否か及び不正行為が行われたと認定した場合には対応措置の対象となる者を認定する。
- 11) 学術集会調査会は、本学会が取るべき措置に関する意見を添えて、認定結果を学会長に報告する。
- 12) 学会長は、学術集会調査会の報告に基づき、不正行為に対する措置を決定する。
- 13) 学会長は、不正行為に対する措置の決定内容について、遅滞なく措置の対象となる者に書面によりその理由を付して通知する。
- 14) 告発が受理されている場合、学会長は、不正行為に対する措置の決定内容を告発者に通知する。
- 15) 不正行為に対する措置の決定は、学会長が通知を行った日から 30 日を経過した日に確定する。ただし、**5.** に定める不服申立てが行われた場合には、学会長が当該不服申立てに対して措置の決定を維持すると決定し、申立者に通知した日に確定する。

<本学会誌への投稿>

- 1) 窓口が告発を受理したとき又は事務局が不正行為の行われた疑義がある事案を発見したときは、告発者又は被告発者、事務局が発見した事案の関係者その他事務局が必要と認

める者に対し、事務局が書面、電話等の方法により、状況確認等の情報収集を行う。

- 2) 事務局は、情報収集の結果を理事及び論文審査・編集委員会に報告する。
- 3) 論文審査・編集委員会は、事務局の報告を基に不正行為に係る疑義について審議する。
- 4) 論文審査・編集委員会は、審議結果を学会長に報告する。
- 5) 学会長は、論文審査・編集委員会の報告を受け、論文調査会を設置するか否かを決定する。
- 6) 告発が受理されている場合、学会長が論文調査会を設置しないと決定したときは、論文調査会を設置しない旨及びその理由を告発者に通知する。
- 7) 学会長が論文調査会を設置すると決定したときは、次に掲げる委員をもって論文調査会を組織する。
 - (1) 理事
 - (2) 論文審査・編集委員会委員長
 - (3) 看護研修学校長
 - (3) 教育研究部長
 - (4) 弁護士等法律の専門家
 - (5) その他学会長が必要と認めたもの
- 8) 論文調査会は、次に掲げる方法で調査を行う。
 - (1) 告発が受理されている場合には告発に係る文書の精査
 - (2) 不正行為が行われた疑義のある研究に係る論文・報告その他資料の精査
 - (3) 関係者へのヒアリング等
- 9) 論文調査会は、被告発者その他対応措置の対象となる可能性のある者に対して弁明の機会を設けなければならない。
- 10) 論文調査会は、調査結果、被告発者等の弁明等を総合的に判断して、不正行為が行われたか否か及び不正行為が行われたと認定した場合には対応措置の対象となる者を認定する。
- 11) 論文調査会は、本学会が取るべき措置に関する意見を添えて、認定結果を学会長に報告する。
- 12) 学会長は、論文調査会の報告に基づき、不正行為に対する措置を決定する。
- 13) 学会長は、不正行為に対する措置の決定内容について、遅滞なく措置の対象となる者に書面によりその理由を付して通知する。
- 14) 告発が受理されている場合、学会長は、不正行為に対する措置の決定内容を告発者に通知する。
- 15) 不正行為に対する措置の決定は、学会長が通知を行った日から30日を経過した日に確定する。ただし、**5.**に定める不服申立てが行われた場合には、学会長が当該不服申立てに対して措置の決定を維持すると決定し、申立者に通知した日に確定する。

5. 不服申立て

- 1) **4.** 13)に定める学会長の対応措置の対象となる者宛の通知において、当該対応措置の決定に不服がある場合には、学会長の通知に記載された日付の翌日から30日以内に、文書

により不服を申し立てることができる旨を明記し、併せて、当該不服申し立てには不服理由を添えなければならない旨を明記する。

- 2) 不服申立てが行われた場合には、学会長は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、学術集会調査会又は論文調査会を設置して、再調査を行う必要性の有無を決定する。
- 3) 学会長は再調査を行うまでもなく不服申立てに理由がないと認めるときは、措置の決定を維持することを決定し、その旨及びその理由を申立者に通知し、再調査を行うと決定したときは、その旨を申立者に通知する。
- 4) 学会長が再調査を行うと決定した場合には、**4.** に準じて調査を行い、学術集会調査会又は論文調査会の報告に基づき学会長は措置の決定を維持するか取り消すかを決定する。
- 5) 不服申し立ての趣旨が学術集会調査会または論文調査会の構成等、その公平性に関わるものであれば、学会長の判断により、学術集会調査会または論文調査会に代えて、他の者に調査させることができる。その場合は学会長が指名した若干名で組織する。
- 6) 学会長は、再調査に基づく不服申し立てに対する決定内容及び理由を申立者に遅滞なく書面により通知する。
- 7) 学会長は不服申し立てに理由があり、不服申し立てに係る措置を取り消すと決定したときは、速やかに当該措置を取り消さなければならない。

6. 守秘義務

不正行為への対応に携わる者は、知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2021年3月12日制定
2021年11月16日改定